

昭島市子ども読書活動推進計画

— ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！ —



平成 19 年 3 月

昭 島 市

はじめに

読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものと「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年制定）のなかで述べられています。

人は胎児のときからことばを音として聞き分け、身近な存在である親を通して言語を身につけていくといわれています。乳幼児期になると親の声をはっきりと意識し、そこに安らぎと温もりを感じ、健やかに成長していきます。この時期にする読み聞かせは親が子どもと分かち合う心の交流のひとつとしてたいせつにしたいものです。読書の素地はこの頃にできるといわれています。就学期になると、読み聞かせで培われた絵本への親しみを読書へと成長させ、読書の楽しさを身につけるとともに、知識を蓄え、心を豊かにする読書が求められます。この時期は公共図書館や学校図書館が読書の手助けをしてくれます。そして、青年期は読書習慣を身につけて、社会で生きていくための糧を蓄えていく時期です。成人してからも読書を友として、人生を歩むことは素晴らしいことに違いありません。子どもは親の背を見て育ちます。このようにして培った読書習慣を世代から世代へとつなげていくという壮大な取り組みを私たちからはじめていきましょう。

この推進計画は子どもの発達段階に応じ、子どもと本との出会いから読書習慣の確立に至るまでの読書活動及び家庭、学校、地域での取り組み、さらにそのしくみづくりについて触れています。そして、子どもの読書活動にかかわる各種の団体や市民とで読書活動ネットワークをつくり、相互に協働しながら市内の子どもの読書環境を整備することを目指すものです。

市民の皆さんにこの推進計画をご理解いただき、家庭、学校、地域から子どもの読書活動が活発に行われることを期待します。

平成19年 3月30日

昭島市長

北 川 穰 一

昭島市子ども読書活動推進計画

— ひとりひとりの子どもに読書の楽しみを！ —

も く じ

はじめに

第1章 基本的な考え方	3
1 子どもの読書活動推進計画について	3
2 子どもの読書活動を推進する「しくみ」づくり	3
3 子どもの発達段階に応じた読書への働きかけ	6
第2章 具体的な取り組み	8
1 家庭	8
2 学校	9
3 図書館	13
4 公民館	14
5 子どもとかかわりのある機関・施設	15
（1）保健福祉センター	15
（2）幼稚園・保育園	16
（3）子ども家庭支援センター	17
（4）学童クラブ	17
（5）児童センター	18
6 地域の活動	18
（1）家庭文庫・地域文庫	18
（2）読み聞かせボランティア	18
第3章 計画の実現へ向けて	19
1 人材の確保と育成	19
2 子どもの読書活動への理解と促進	20
3 子どもの読書活動推進体制	20
4 財政上の措置	21
<資料1> 子どもの読書活動の推進に関する法律	22
<資料2> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱	25
<資料3> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿	27
<資料4> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況	28
<用語説明>	29

第1章 基本的な考え方

1 子どもの読書活動推進計画について

(1) 計画の目的

読書は、ことばを理解し、未知の世界を学ぶなど知的好奇心を満足させるとともに、想像力を育み、創造力を養い、心豊かな人間へと導きます。読書は子どもの成長にとって基礎的で最もたいせつな力となります。この計画は、子どもと本とを「つなぐ」読書環境の整備を進め、子どもたちが自ら本を楽しみ、読書する力を身につけて、豊かな人間としてよりよく生きていけるように、子どもの読書活動を支援し推進することを目的とします。

(2) 計画の位置づけ

昭島市子ども読書活動推進計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき策定する計画です。また、「第4次昭島市総合基本計画」及び「昭島市生涯学習推進計画」との整合性を図りながら、子どもの読書活動を推進するための計画として位置づけます。

(3) 計画の期間

平成19年度から平成23年度までの5年間とします。

2 子どもの読書活動を推進する「しくみ」づくり

(1) 子ども・本・おとなをつなぐ読書活動

絵本は、子ども（「胎児」期から「おおむね18歳」までを考えています。）がはじめて出会う「文化」と言えます。絵本からはじまる読書体験は、子どもの知的関心を高め、感覚や感情を豊かなものにします。そして、子どもたちを想像の世界へと誘います。想像力は、子どもたちにいろいろなことを感じさせたり、考えさせたり、心を強めたりして、子ども自身の世界を広げていきます。

いま、この読書体験が生み出す素晴らしい世界を知らない子どもたちが増え続けています。この素晴らしい世界を子どもたちに教えるのがおとなの役割です。おとなは子どもと本とを結びつける「つなぎ役」を担い、ネットワークを構築していかなくてはなりません。それには、なによりもおとながもっと本に触れて、読書を楽しむことが必要です。この

ことが子どもと本とをつなぐ最も良い方法と言えます。

お腹の赤ちゃんは親に絵本を読んで聞かせてもらうことにより、最初の本との出会いがはじまると言われています。親が生まれたばかりの赤ちゃんのときからずっと絵本を見せて、読み聞かせを続けると、親子の絆は温かく、しっかりしたものになっていきます。このように、子どもと本と親とのつながりを深めることは、子どもの成長に欠かすことができません。家庭こそ、子どもにとって最適の読書体験の場であり、かつ、生涯読書のスタートの場なのです。

そして、地域でも子どもと本とを結びつける活動が行われています。

例えば、絵本の読み聞かせのたいせつさを親に伝える活動として、ブックスタート※10があります。乳幼児健診などのときに、赤ちゃんの本とが出会う良いきっかけづくりとなっています。

読み聞かせは、保育園、幼稚園、学校、図書館、公民館などで盛んに行われ、また、ストーリーテリング※7、ブックトーク※11、アニメーション※2などの読書活動もあります。そして、多くの学校で行われている「読書の時間」はSSR※3(sustained silent reading=黙読による読書)の手法を取り入れた読書活動で、読書習慣を身につける方法として優れていると評価されています。

アメリカの学校などで行われている読書活動に「Read-in」*（協読）があります。読書イベントを組んで、ある期間（1ヶ月程度）に参加者がそれぞれに読んだ本のページ数を本部に申し出て、期間中の総読書ページ数を集計して読書の楽しさを体験しようというもので、コミュニティー精神を醸成することも目的にしています。イベントとして行うにはさまざまな手法がありますが、学校単位でも、地域単位でも取り組むことのできる「遊び」心を取り入れた読書活動です。

読書は楽しみであり、よろこびです。心がイキイキ、ワクワクとして、活力がわいてきます。この体験をすべての子どもに実感させる機会（場）を市内にたくさんつくることがたいせつです。それには、家庭・学校・地域・図書館・行政などが、子どもと本とをつなぐネットワークをつくり、子どもの読書活動を積極的に支援し、推進していかなければなりません。

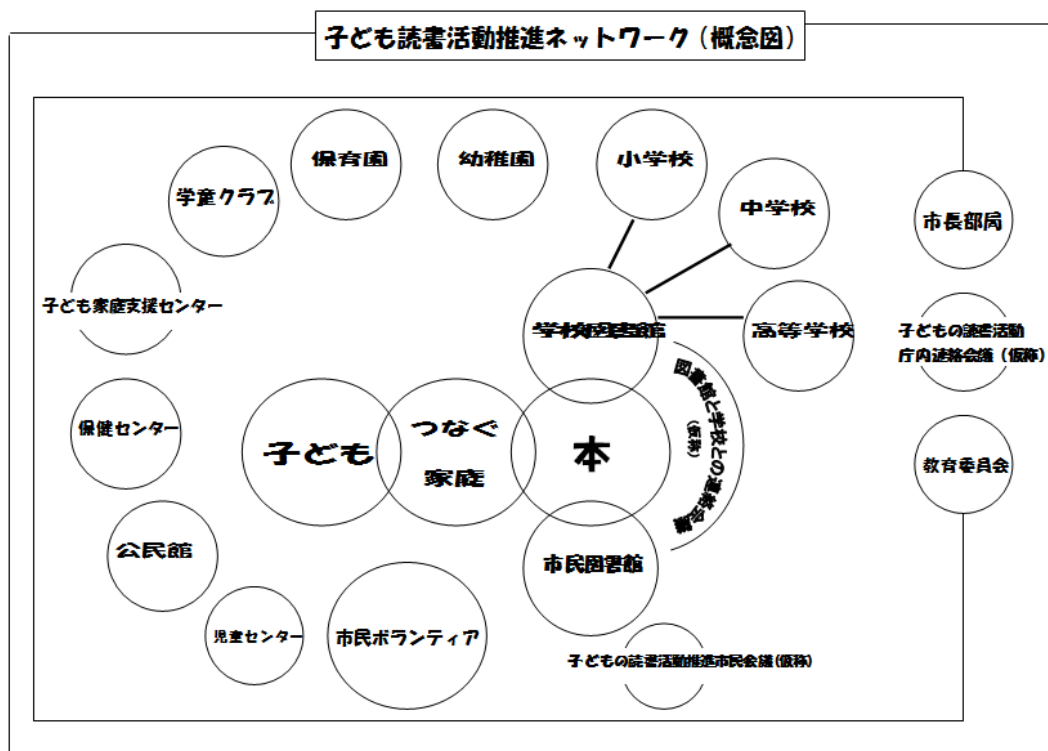
（2）読書活動を有効に進めるためのネットワーク

なによりもまず、子どもと本とをつなぐことがどれほどたいせつなも

-
- ※は用語説明を参照
 - <http://tc.education.pitt.edu/library/SpringRead/ReadInPhotos.html>

のかをおとなが深く認識しなくてはなりません。読書が子どもの人生にとって計り知れない素晴らしい影響を及ぼすこと、そして、家庭や地域にどれほど貢献するか、大きくは日本の力となって、あらゆる面で世界をリードすることになるかもしれません。その源に読書体験があると言っても過言ではありません。読書によって得られた想像力は翼となって世界中を飛びまわります。その翼をはばたかせ、子どもが自ら進んで読書ができるように、読書環境を整備し、市全体をカバーするネットワークを早急に形成する必要があります。いつでも、どこでも子どもが好きな本を読むことができるように、このネットワークを活用し、協力しあって、市内の子どもの読書状況や読書活動を共有し、子どもに読書の楽しさやよろこびを実感させなくてはなりません。

現在、どのようなネットワークが活用できるかを概念図として示しておきます。子どもが本に触れる機会（場）も、それぞれの分野での活動もさらに充実したものにしていくために、何を、どのように実施し展開していくのかについては、後の章で説明します。



(3) 子どもの本と情報を共有化するしくみ

子どもの読書活動を推進するためには、前段の人的・組織的ネットワ

ークとともに、一方では本に関する情報と図書館等での所蔵状況を共有して、限られた資源を有効に活用するしくみをつくる必要があります。このしくみは市民図書館と学校図書館とのコンピュータネットワークを整備するとともに、本の搬送システムを確保することによって実現します。さまざまな場で幾重にも行われる読み聞かせやブックトークなどへの本の提供、学校の各学習でのテーマに適した資料の提供などを想起しても、学習や読書活動には欠かせない機能であります。

3 子どもの発達段階に応じた読書への働きかけ

(1) 胎児期の働きかけ

子育ては母親の胎内から始まります。受胎後5ヶ月目には聴覚が完成し、胎児は外界に耳を傾け始めます。同時期に記憶能力もできてきて、母親の声音を聞き分けられるようになるといわれています。この頃から胎児に向かって母親や父親が話しかけることがたいせつで、胎児はこのような働きかけにより言葉を認識し始め、親を介して言語を獲得していくといわれています。胎児とのコミュニケーションを図るには、胎児への絵本の読み聞かせが効果的であり、読み聞かせのときは安らぎの時間ともなります。このように胎児期における読み聞かせによる働きかけは誕生以降の子育てへの準備期であり、絵本へのアプローチをはじめたいせつな時期ともなります。

(2) 乳幼児への働きかけ

誕生から3歳頃にかけては外界からの刺激を強く受けて、言葉を目覚しいはやさで獲得していきます。この時期に保護者はもちろん、身近にいるおとなたちが語りかけや絵本の読み聞かせをしてあげて、言葉による働きかけを十分にすることがたいせつです。乳幼児の脳の発達のためには、テレビに子守りをさせないというけじめもおとなの側に必要です。昔から「三つ子の魂百まで」と言われているように、乳幼児期に出会った読み聞かせによる絵本の世界は豊かな心の原風景として、その後の人生の糧になっていきます。学齢に達するまでの間に、絵本にたっぷり浸る時間を家庭でつくり、本の楽しさを親子で分かち合い、絵本の世界へと旅立てる心豊かな家庭環境をつくる必要があります。幼稚園や保育園でも同様の働きかけを行います。図書館は絵本の宝庫ですので大いに利用したいものです。

(3) 小学生への働きかけ

就学期には、学校での学習により知識を蓄え、本に親しみ、読書習慣を身につけることによって、心を豊かにし社会で生きていくための礎を築いていきます。引き続き読み聞かせを中心にさまざまな手法を取り入れて児童への読書の働きかけをしていきます。昔の人は「つのつくうちは・・・」とって9歳頃を子どもとおとなとの境目にしてきました。脳科学では「9歳半の節」と呼んで、この時期に子どもの脳からおとなの脳へと変わると言われています。絵本から離れ、文字だけの本を読みはじめると、文字から物語をイメージできない子どもは読書が苦痛になります。この頃から本を読む子どもと本に背を向ける子どもがはっきりしてきます。この壁を乗り越えるために読み聞かせやブックトークにより物語の楽しさや調べることの面白さを習得させることがたいせつです。この時期からは学校図書館や市民図書館を自らすすんで利用する習慣を身につける必要があります。



(4) 中学生への働きかけ

小学生で身につけた読書習慣をさらに発展させなければならないのがこの時期です。SSR＝「黙読による読書」を通じて、読書の楽しさを多く体験し、主体的にする読書へと成長していく必要があります。同時に社会で生きていくためには課題を自力で解決する方法を身につける学習もしなければなりません。学校の授業とともに、学校図書館や市民図書館の上手な利用方法も知る必要があります。

(5) 高校生等（おおむね18歳まで）への働きかけ

この時期は自分ではおとなと思っていても、社会がまだおとなと認めてくれない世代です。十代後半は知識も豊富になり自我も発達し、十分におとなの読書が楽しめる年代です。引き続きSSRによる読書の継続を図りながら、読書を通じて得た知識や体験を創作という形で社会に発表することも十分にできます。そのような機会を与えることもたいせつなことです。そして、より大きな図書館も利用して広大な書物の世界へ入り、自立する市民として、生涯読書へと羽ばたいていきたい世代です。

(6) 読書活動や図書館利用に障がいのある子どもへの働きかけ

すべての子どもに読書の楽しみを届けるためには、読書活動や図書館を利用することに障がいのある子どもへの援助が必要です。障がいのある子どもたちの読書の権利を保障する視点に立って、家庭・学校・地域ともに読書環境の整備を図る必要があります。

(7) おとなの役割

子どもの読書活動を支えるのは言うまでもなくおとなの役割です。子どもは読書をするおとなの姿に触発されて、読書意欲を高めていくという性向を持っています。したがって、家庭にあっては保護者や身近なおとなたちが子どもの読書活動の意義について理解するとともに、自らも読書習慣を身につけていることがたいせつです。学校にあっては、教職員が率先して児童生徒に読書を勧めるとともに、保護者に対しても読書のたいせつさを語りかけていかなければなりません。地域社会にあっては、読書活動の中核である市民図書館が子どもの読書活動を推進する拠点としての機能を十分に認識して、子どもからおとなまでを対象とした読書活動を推進していかなければなりません。



第2章 具体的な取り組み

1 家庭

家庭は子どもたちにとって最初に本や読書に出会う場です。子どもは日常生活の中で読書に興味を持つようになるため、最も影響を与えるのは家庭であると言えます。したがって、家庭では子どもが本に親しむ環境づくりを心がけることが望まれます。乳幼児は、親や家族から温もりのある肉声で、絵本の読み聞かせを聞くことで、絵本に親しみを持つようになり、やがてたくさんのお話と接することができるでしょう。

家庭の中に本がいつもあり、家族が読書を楽しむ姿を見ているうちに、子どもは本に興味を持ち、絵本を見る習慣から本を読む習慣へと成長して

いきます。さらに、家族で、地域の図書館や児童館などを利用して、好きな本の貸出しを受け、おはなし会へ参加することでも、読書に親しむ環境をつくることができます。図書館には、絵本や児童書の推薦本やリストがたくさんありますから、それらを手がかりに家族の読書計画を立てるのも良いでしょう。

こうして、家庭から子どもの読書環境を整え、学校や地域で行われている読書活動とかかわりを持つことで、子どもは自主的に読書をするおとなへと成長していくでしょう。

家庭での読書について、気をつける点をあげておきます。

- (1) ビデオ・テレビなどに頼らず、家族の生の声で絵本を読み聞かせ、ストーリーテリングやわらべ唄なども子どもと一緒に楽しみましょう。
- (2) 家族で本に親しみ、いつも子どもの手の届くところに本があるようにする工夫をしましょう。
- (3) 地域の図書館、児童館、文庫などを利用することで、子どもに良い本を効果的に与えるよう工夫をしましょう。
- (4) 本についての話題を家族で話し合うことで、読書に対する興味を引き出すような家庭環境をつくりましょう。

2 学校

学校における読書活動の役割は、小学校、中学校、高等学校の各段階に応じて、子どもが読書に親しむ機会を多く設け、読む力を育てるとともに、読書習慣を身につけることにあります。そのためには、子どもが読書の楽しさを実感するような指導の工夫や取り組みを一層充実させるとともに、子どもの読書時間の確保を図る必要があります。

学校図書館は読書センター及び学習・情報センターとしての機能を併せ持っています。これらの機能を十分に活用し、読書及び学習へと誘う図書資料を豊かに提供するためには学校図書館の機能整備と蔵書の充実が欠かせません。このような環境があれば、子どもたちは学校図書館をすすんで利用するようになるでしょう。

(1) 小学校・中学校

ア 小学校の現状

「学校図書館の現状に関する調査」(平成 17 年度東京都)によると、小学校の学校図書館が備えるべき蔵書は全体として充足されています。しかし、蔵書数の少ない学校図書館もあり、まだ十分とは言えない

状況にあります。

蔵書のデータベース化については順次整備が進められる予定です。

読書活動推進のための取り組みは各校で行われています。具体的には「読み聞かせ」「ブックトーク」や「読書感想文コンクール」、その他推薦図書や必読書を定め、児童集会で図書委員会が読書の楽しさについて発表するなど積極的に行われています。

保護者等によるボランティアも多くの学校で活動しています。図書の貸出し業務のほか、学校図書館の整備・読み聞かせ等の活動が活発に行われ、充実した取り組みが行われています。



イ 中学校の現状

「学校図書館の現状に関する調査」(平成17年度東京都)によると、中学校の学校図書館が備えるべき蔵書は全体として充足されていません。

今後の課題として各校の蔵書数を増やす取り組みが期待されます。

なお、蔵書のデータベース化については順次整備が進められる予定です。

読書活動の充実及び学校図書館の有効活用に向けての取り組みは活発に行われています。全校一斉の朝読書等の読書活動は多くの学校で実施しています。また、保護者や地域の方が図書の配架、貸出し・返却業務を行い、書架の見出しを付けたり、掲示を工夫したり、図書ボランティアとして学校図書館運営の支援を行っています。

ウ 具体的な施策

学習指導要領に基づき、主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させることをめざして学校図書館を整備し、その活用を教育課程に位置づけ、児童・生徒が学校生活の中で読書に親しみ、調べ学習を効果的に進めることができる環境を整えていきます。具体的には次のような取り組みを進めます。

(ア) 読書活動の推進

- ・ 朝の読書※1、読書月間などにより児童・生徒が読書する時間の確保に努め、読書の習慣化を図ります。

- ・ 児童・生徒自身による読書活動の活性化を図ります。
- ・ 図書委員会の活動を通して読書活動の楽しさを児童・生徒に広く伝えます。
- ・ 保護者会や「学校だより」などで読書活動の必要性を啓発し、家庭においても子どもが本に親しむ機会をつくるように働きかけます。
- ・ 身近に本を手にするができるよう、市民図書館からの団体貸出しを積極的に活用するとともに、図書資料を集める工夫をして読書活動を活性化します。
- ・ 読み聞かせやブックトークなどの読書活動を市民ボランティアなどの支援・協力を得て行っていきます。

(イ) 学校図書館の充実

- ・ 児童・生徒の発達段階に応じて適切な図書資料の蔵書数を確保し内容の充実を図ります。
- ・ 児童・生徒及び教職員が学校図書館に来て、楽しく、静かに読書ができる場所になるようにします。
- ・ 各教科・道徳・特別活動及び総合的な学習の時間※8における学校図書館の利用を推進します。
- ・ 探したい本がすぐに見つかるように日本十進分類法による蔵書の整備をします。
- ・ 学校図書館のデータベース化を推進し、蔵書管理や本の貸出状況が把握できるようにします。
- ・ 図書資料の共有化を図るために各学校、市民図書館のネットワーク化を進めます。
- ・ 各学校に必要な図書資料を運ぶ体制を整備します。
- ・ 司書教諭※6の資格を持った専任教諭等の配置を要請していきます。
- ・ 学校図書館の整備、装飾、貸出しなど地域、保護者のボランティア活動を活性化し、地域の人々に支えられた学校図書館づくりを行います。

(ウ) 教職員の共通理解と読書活動、調べ学習の研修

- ・ 教職員が読書活動の推進方策や学校図書館の活用についての共通理解をもち、読書活動や調べ学習を推進するための研修の機会をつくります。

- ・ 学校図書館担当の教職員を対象とした研修の機会をつくります。

(2) 高等学校

高校生活はおとなへと成長していく手前のたいせつな時期です。この時期にしっかりした読書習慣を確立することは考える力を養い、人生を豊かなものにし、生涯にわたって読書活動を続けていく基盤をつくりまします。高等学校においても引き続きSSRにより読書の時間を確保し、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を確立する取り組みが必要です。

また、東京都の計画にあるように、子どもは自ら本を読んであげたり、読んでもらったりする体験や読書に関する異なる年齢の子どもとのかかわりを通して、読書の楽しさを味わうことができます。例えば、高校生が保育園や幼稚園、小学校や中学校等でボランティア活動として異年齢の子どもと触れ合い、読み聞かせや図書の紹介を行うことが考えられます。この活動は子ども同士の相互交流の中で自らの生き方や読書活動を振り返りながら読書意欲を高め、新たな読書体験を培うことができます。

市民図書館は市内の高等学校の協力を得て、高校生による実行委員会方式で「中学高校生の読書フォーラム」を開催しています。この事業は市内の高校生同士の出会いの場となるとともに、読書について語り合うことで自らの読書活動を振り返り、読書意欲を高め、新たな読書体験の場ともなっています。

高等学校図書館は生徒、教職員のために特色ある活動を行い、蔵書数も多くあります。今後、司書教諭や学校図書館担当職員を通じて、市民図書館との連携が求められます。

(3) 学校図書館支援センター

学校図書館は、児童・生徒の豊かな心を育成する「読書センター機能」と児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習情報センター機能」とを持っています。司書教諭は、学校図書館の機能を活用し、読書活動や教育活動の中心的な役割を担っていますが、現状では兼務であるなどのため十分にその役割を果たせない状況にあります。そこで、文部科学省においても学校図書館の機能強化が急務であるとして「学校図書館支援センター」の推進事業を進めています。本市においても学校図書館を支援する機能を担う「学校図書館支援スタッフ」(仮称)を配置するなどして、学校図書館の運営に対する支援、学校図書館間の連携・協力に向けた支援などにより、各学校図書館の充実強化が求められています。

3 図書館

市民図書館は、日々の生活の中で乳幼児からお年寄りまでが気軽に立ち寄って利用することのできる社会教育施設です。とくに子どもの読書活動を推進していく立場から、子どもと本との出会いの場を保障していくことは重要です。この活動は、図書館だけではなく、多くの団体や個人の協力を得て行われなくてはなりません。

現在、市民図書館では「子ども読書活動推進事業」を運営方針の柱にすえて、市民ボランティアの協力を得て、定期的におはなし会等の子どもが読書への関心を高めるための関連事業を行っています。

また、年に一度「子ども読書まつり」や「中学高校生の読書フォーラム」を開催しています。

子どもの読書に関心のある市民を対象に読み聞かせ等の講座を実施し、読み聞かせボランティアの育成や組織化などにも取り組んでいます。



(1) 乳幼児を対象にした取り組みの実施

ア 乳幼児と保護者等に対して、絵本の楽しさや読書の必要性を紹介する事業を行っています。

イ 絵本や語りの楽しさを幼児に伝えるためおはなし会を行っています。今後は内容などをより充実させていきます。また、定例のおはなし会とは別に子どもたちの楽しめる事業を行っています。

ウ 幼児の頃から、図書館を利用し絵本に接する習慣を身につけるために、言語的理解が可能となり自我が芽生える時期とされる3歳児から自分の貸出券を発行します。

(2) 児童を対象にした取り組みの実施

毎日多くの児童が図書館を訪れます。しかし、図書館に来る機会のない児童もいます。このような児童に対し、市民図書館とボランティアとの協働により、学校や市内施設を訪問しての読み聞かせ活動などを充実させていきます。また図書館に訪れることに障がいのある子どもたちへのサービスにも取り組みます。

(3) 中学生・高校生を対象にした取り組みの実施

読書離れや図書館離れが進んでいるといわれる中学生、高校生の世代、いわゆるヤングアダルト※13に対するサービスを充実するため、ヤングアダルトコーナーの開設及び図書の充実を図ります。また、現在行っている「中学高校生の読書フォーラム」を引き続き実施していきます。

(4) 図書館活動強化への取り組みの実施

ア 市民図書館1階児童室を乳幼児から青少年までを対象とした「子どもと本との出会いの場」として整備します。その際、中学生・高校生向けに読書と居場所の空間を新設します。

イ 子どもの読書活動の推進に重要な役割を果たす児童サービスに精通した司書の配置を進めます。また、子どもの読書活動を推進するために必要な図書館における組織のあり方について検討を進めるとともに、児童サービスを中心に各種事業を推進します。

ウ 子どもの読書活動を推進するため、ボランティアとの連携・協力関係を強化します。

エ 児童サービスを担当する職員への研修を実施し、その資質の向上に努めます。同時に、図書館事業に携わるボランティアの研修も行います。

オ 子ども向けのブックリストの作成、定期的な児童刊行物の発行などを実施します。さらに、子ども向け図書館ホームページを開設し、子ども向け利用案内も充実させていきます。

4 公民館

公民館は、市民が学習文化活動を行う場所です。公民館では、講座等に参加するおとなたち、親の活動のために一緒に公民館に来て保育室で過ごす子どもたち、地域活動のための学習を目的とする人たち、遊びに立ち寄る親子やグループなど様々な人たちが見られます。

公民館は、そうした市民が集い交流する場で、本や読書に関する課題を取りあげた事業や、直接子どもを対象とした保育室事業などを通して、子ども読書活動推進の一役を担っていきます。

(1) 親・おとなを対象にした講座等の事業の実施

家庭や地域社会に子どもたちの読書環境をつくっていくうえで、親やおとなが、子どもと本とのかかわりについて理解し、本を読むことの楽

しきや面白さ、本から生きる力や考える力が得られることの素晴らしさなどを体感することは、とてもたいせつなことです。そうしたことを本や読書をテーマにした講座を通して学びます。

(2) 乳幼児を対象にした取り組みの実施

ア 公民館保育室

親が学習文化活動を行っている間、子どもたちは保育室で仲間と共に過ごし、自分で絵本を読んだり、保育者からの読み聞かせや紙芝居などを体験したりします。そうした活動をさらに進めていくとともに、保育室の中に置いている紙芝居や絵本の充実など、よりよい読書環境づくりを行っていきます。

イ 保育室での読み聞かせ事業

保育室を会場として、乳幼児を対象に、定期的に読み聞かせを行います。

ウ 親・おとなと子どものつどいの実施

保育室を利用している乳幼児を中心に、まだ利用していない子どもたちも含めて、親・おとなと子どもが一緒に読み聞かせや紙芝居などを楽しみながらさらに広く交流する機会としてのつどいを行います。

(3) 地域活動者への学習機会の支援

地域で読み聞かせなどの読書活動にかかわる人たちに対して、市民図書館等の機関と連携しながら、学習の機会を設けるなど、読書活動ボランティアの支援を行い、さらなる読書活動の推進を図ります。



5 子どもとかかわりのある機関・施設

(1) 保健福祉センター

保健福祉センターでは、平成15年3月に母子保健計画の改訂を行い、「安心して産み育てられるまち昭島」を理念に掲げ、健全な心の育成を視野に入れた健診体制の整備と育児不安の軽減など、地域ぐるみで安心

して子どもを産み育てられる、きめ細やかな環境づくり等に取り組んでいます。すべての子がその子らしい発達や成長をとげ、豊かな心を育むよう支援していきます。読書活動はこれらの目標達成の一翼を担うものとして、可能な限り事業に取り入れていきます。

ア 健康診査等での読書指導

現在、3歳児健康診査の集団指導に、紙芝居やエプロンシアター※4を取り入れています。今後、市民図書館等との連携により、多くの親子が集まる他の健診等の機会にも、絵本の紹介や読み聞かせなども取り入れ、親子のふれあいのきっかけづくりを促すような取り組みをしていきます。

待合ロビーに常設している乳幼児向け図書コーナーについては、今後さらに充実させていきます。

イ マタニティークラスにおける読書指導

平成15年からマタニティークラス（母親学級事業）で、ボランティアによるストーリーテリングを取り入れてきましたが、この機会にく胎児への絵本の読み聞かせという位置づけでさらに充実していきます。

ウ 教室等における読書指導

幼児対象のフォロー教室や2歳児すこやか教室等で、保育士が紙芝居・おはなし・読み聞かせなどを随時取り入れています。さらに今後は市民図書館等と連携し、絵本等の紹介にも取り組んでいきます。

エ その他

市民図書館等と連携し、保健福祉センターとして、保護者と赤ちゃんとのお話の出会いが促進されるようなかかわりを心がけ、親子の健全な心の育成を支援していきます。3歳児のいるすべての家庭で、絵本の読み聞かせの習慣がつくことを目標にします。

(2) 幼稚園・保育園

幼稚園・保育園（保育所）では、絵本や紙芝居等は欠かせないものです。乳幼児の成長・発達を配慮し、一人ひとり好きな絵本を選び絵本との出会いに喜びを知り、絵本に興味・関心が生まれるように環境を整えます。

ア 絵本の読み聞かせ、手遊び、パネルシアター※9、エプロンシアター、ペープサート※12、紙芝居等活動の実施

これらの活動は、子どもの想像力を豊かにし、言葉への興味を抱かせ、「ごっこ遊び」にもつながりを持ち、心の成長にたいせつな役割を果たしています。とくに、読み聞かせはおとなと子どもの心を温かくするものであり、ものごとを考える時に必要な言葉の発達をうながし、考える力を育むのに役立ちます。

イ わらべ唄・子守唄・素話※7などの実施

わらべ唄や子守唄は、言葉の持つ心地よさを育て、子どもの感情を豊かにします。素話は、言葉による表現力を豊かにします。日々の生活の中で優しい言葉をともに共有し、対話する楽しさを味わうように、唄や素話を行います。

ウ 保護者への働きかけの実施

読書週間や子ども読書の日等に行われる行事、講座・講演会等で読書に関するものの情報を保護者へ提供をします。

エ 地域の子どもの読書活動への支援

各園の状況に応じて、地域で生活する子どもたちにも絵本の読み聞かせの実施や読書の機会を提供し、地域の読書活動への支援をします。

オ 図書コーナー・絵本コーナーの充実

子どもたちが本と自由に触れ合うことができるように、各園にある図書コーナー、絵本コーナーの充実を図ります。これらコーナーは、成長・発達段階に応じた読書ができるように整備するとともに蔵書数を増やします。保護者向けに育児本等も所蔵します。

(3) 子ども家庭支援センター

子ども家庭支援センターでは、火曜日から金曜日までの毎日、少しの時間を使って手遊び等を取り入れた「おたのしみ」の時間を設けています。対象年齢は0歳から3歳の乳幼児です。わかりやすく導入することがたいせつですので、取り組みやすい大型絵本の読み聞かせや絵本にもある『おおきなかぶ』や『三びきのやぎのがらがらどん』のエプロンシアターやパネルシアターを使って楽しんでもらっています。また、育児講座では「絵本について」というタイトルで、絵本を介しての親子のかかわり方、月齢に合った絵本選びについて学び、絵本の良さを知り、年齢にあわせて子どもの心に届くような言葉で読み聞かせをすることで、親子で絵本を身近に感じられるような、子どもの読書環境づくりに取り組んでいます。今後も、この活動を充実させていきます。

(4) 学童クラブ

学童クラブでは、子どもに身近な指導員をはじめ、ボランティアによる絵本や児童書の読み聞かせを行い、子どもたちが読書に親しむ機会を積極的に提供します。また、図書館のブックリストなど、豊富な読書情報を子どもたちに提供し、子どもたちが自主的に読書に取り組むための手助けを行います。

待機児童の居場所「マッテマステーション」においても、図書館、ボランティアとの協働による読み聞かせ活動等を通じて、子どもたちが読書に親しめるよう働きかけを行います。

(5) 児童センター

児童センターには、子どもたちがいつでも自由に本に親しむ場として図書室があります。そこには、0歳から18歳までを対象とした蔵書が約3,500冊置いてあり、気軽に利用できます。

また、子どもが読書に親しむ契機となることを期待し、定期的にボランティアによるストーリーテリングや絵本の読み聞かせ等の事業が行われています。今後も、蔵書の充実やボランティアの協力により読書活動の推進に努めていきます。

6 地域の活動

(1) 家庭文庫・地域文庫

家庭文庫・地域文庫は、住民が自主的に行っている図書館に準ずる子どもの読書活動の場であり、子どもが顔見知りのおとなとの親しいつながりの中で、本や読書に接することのできる場でもあります。本の貸出しや読み聞かせなどを通じて地域との結びつきも強く、保護者や近所のおとな同士で交流しあって、子どもの本についての学習をするなど、地域において子どもの読書活動を推進する力を秘めています。市民図書館としても協働の立場から市内の家庭文庫・地域文庫の育成に努めていく必要があります。

(2) 読み聞かせボランティア

地域において読み聞かせ活動をしている市民やボランティアは、子どもの読書活動を推進するうえで、大きな力を発揮します。現在、市内では多くのボランティアが、学校・図書館・公民館などを拠点にしながら、おはなし会や語りの会などのさまざまな活動を活発に展開しています。

今後、子どもの読書活動の推進に欠くことのできない存在として、ボ

ランティアの活動を市・学校・図書館・公民館が支援するとともに、ボランティア同士も連携と協働を強めていく必要があります。



第3章 計画の実現へ向けて

1 人材の確保と育成

(1) 司書・司書教諭・学校司書※5の配置

市民図書館に配置される児童サービス担当司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択、収集、提供から子どもに対する読書の案内、相談や行事の企画、立案、実施など、子どもの読書活動全般に対する見識と技術が求められる重要な職務を持っています。その役割の重要性を認識して、適正な配置に努めます。

司書教諭は、学校図書館資料の選択、収集、提供から子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営、子どもの図書館利用の促進について、中核的な役割を果たす重要な位置にいる教諭です。司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるように、教職員の協力体制や校務分掌上の配慮をするなど、職場環境の整備を図る必要があります。

専任の司書教諭の配置を要望し、子どもが生き活きと利用できる学校図書館を目指します。

(2) 子どもの読書活動にかかわる職員等の研修

子どもの読書活動を推進するためには、関係する職員等が子どもの発達段階の特徴を理解し、子どもの本についての幅広い知識を持ち、子どもと本との出会いをつくり出すことに優れた能力を発揮することが求められます。市民図書館と学校とは、子どもの読書活動の中核として連携・協力しながら、他の職域も視野に入れて、積極的に研修機会を創出していかなければなりません。

(3) ボランティアとその育成

子どもの読書活動は、図書館の職員をはじめ学校、幼稚園、保育園な

どの教職員等による活動だけではなく、読み聞かせ活動などを行っている市民やボランティアによっても支えられています。そこに参加する市民は年々多くなってきています。多くの市民がボランティア活動に気軽に参加でき、より活発に継続的に活動するために、子どもの本に関する知識や読み聞かせなどの技術を身につける研修や相互に交流できる場の確保に図書館、公民館が中心となって取り組んでいきます。

2 子どもの読書活動への理解と促進

(1) 子どもの読書活動に関する情報の収集と提供

子どもが本と出会い、読書に親しむための読書環境を整えるためには、市民全体の読書活動への理解と協力が欠かせません。そのためには子どもの読書活動に関する情報がいつでもどこでも利用できることがたいせつです。読書活動にかかわる団体等の取り組み状況の情報を収集し地域ネットワークで共有を図りながらインターネット等を利用して、市民へ情報提供することによって、子どもの読書活動が全市的に促進されるようにしなければなりません。

(2) 「子ども読書の日」等における行事の実施

4月23日は「子ども読書の日」です。この日は子どもの読書活動の推進に関する法律の中で、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」に定められました。同様の趣旨で行われている「こどもの読書週間（4月23日から5月12日まで）」や国民全体で読書を進める運動である「読書週間（10月27日から11月9日）」を中心として、学校、地域の関係機関等の連携や協力のもとに、子どもの読書活動に関する事業をそれぞれの場で実施します。

3 子どもの読書活動推進体制

(1) 子どもの読書活動推進市民会議（仮称）

全市的に子どもの読書活動を確実に推進していくためには、子どもを取り巻くすべてのおとな（団体・個人）が連携して計画の実施に取り組み、定期的に実施の状況を検証し、評価していく必要があります。そのために、市民の参加・協働を基本に「子どもの読書活動推進市民会議（仮称）」を設置し、定期的に会議を開催し、計画の進捗状況を把握していきます。

(2) 子どもの読書活動推進庁内連絡会議（仮称）

子どもの読書活動計画を推進していく上で市行政の果たす役割はたいへん重要です。子どもの読書にかかわりのある各部課が互いに連携しながら、行政内の推進計画の進捗状況を把握していくために「子どもの読書活動推進庁内連絡会議（仮称）」を設置します。本計画をとりまとめた「子ども読書活動推進計画庁内検討委員会」がその任を引き継ぐのが妥当と考えます。

(3) 図書館と学校（学校図書館）との連絡会議（仮称）

子どもの読書活動を中核となって推進している市民図書館と学校図書館とは、互いに協力しながら、資料の相互提供や子どもの読書活動への取り組みについて、日常的に情報交換と相互理解を図り、子どもの読書活動を進めていく必要があります。その意味から「図書館と学校（学校図書館）との連絡会議（仮称）」を設置します。

4 財政上の措置

本計画に掲げられた各種の施策を実現していくために、昭島市、関係機関、団体等の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるように努めていく必要があります。また、国及び東京都に対して積極的に働きかけを行い、可能な限りの財政上の措置を講ずるように求めていきます。



＜資料 1＞ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。
（都道府県子ども読書推進計画等）

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○ 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことできる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

＜資料 2＞ 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)第9条第2項の規定に基づき、昭島市子ども読書活動推進計画(以下「計画」という。)を策定するため、昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、教育長に報告する。

- (1) 子どもの読書活動に関する調査、研究に必要な事項
- (2) 計画についての審議及び策定に関する事項
- (3) その他計画の策定に当たって必要となる事項

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 昭島市民図書館協議会委員 1人
- (2) 学校教育関係者 2人以内
- (3) 社会教育関係者 1人
- (4) 幼稚園関係者 1人
- (5) 子育て支援関係者 1人
- (6) 子ども読書活動関係者 1人
- (7) 学識経験者 1人
- (8) 公募市民 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による教育長への報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外のものに会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部市民図書館において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。
- 2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

<資料3> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

平成18年10月24日就任

氏名	選出区分
こうもと としひろ 河本 利廣	昭島市民図書館協議会
しんにょ こ 真如むつ子	昭島市公立小学校長会（共成小学校長）
たなか ひさお 田中 久男	昭島市公立中学校長会（福島中学校長）
うえだ たまえ 植田 珠枝	昭島市公民館運営審議会
わかまつ やすこ 若松 安子	昭島市私立幼稚園協会（昭島恵泉幼稚園長）
かみばやし しょうこ 上林 唱子	昭島市保育園長会（昭和郷保育園長）
すごう さえ こ 須郷早恵子	子ども読書活動関係者（お話しの種中神）
ほんだ とよくに 本多 豊國	学識経験者（日本画家）
なかじま えつこ 中島 悦子	公募市民委員
いのまた ゆい 猪俣 祐衣	公募市民委員

任期 平成18年10月24日から平成19年3月31日まで

<資料4> 昭島市子ども読書活動推進計画策定委員会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成18年10月24日(火)	委嘱状の交付、委員・職員紹介 正副委員長の選任について 委員会審議の進め方について 昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会の計画(素案)について報告
第2回	平成18年11月21日(火)	委員挨拶 内容審議(はじめに、第1章)
第3回	平成18年12月12日(火)	内容審議(第2章)
第4回	平成19年1月16日(火)	内容審議(第3章及び全体の見直し) パブリックコメントの実施について
	平成19年2月1日(木) ～平成19年2月17日(土)	パブリックコメントの募集
第5回	平成19年2月27日(火)	パブリックコメントの集約 昭島市子ども読書活動推進計画(成案)

<<用語説明>>

1 朝の読書

朝の始業時に10分間程度、全校の児童生徒教職員が一斉に黙読を行う活動。朝の読書推進協機会では、①みんなでやる ②毎日やる ③好きな本でよい ④ただ読むだけを「朝の読書4原則」としている。アメリカの読書理論であるSSRからヒントを得て、千葉県の高専教諭林公先生が提唱し広まった。

2 アニマシオン

アニマシオンはラテン語の anima (アニマ) から来ていて、人間が持って生まれた命・魂を生き生きと躍動させることで、心身を活性化することを意味する。子どもの読書へ応用して、子どもが読んだ本に元気づけられて、読書の楽しさを知るようになる活動とされている。さまざまな工夫(「作戦」という)が凝らされていて、ゲームや遊びの手法を使って子どもたちは楽しみながら、本の世界へと引き込まれていく。作戦の例として、「ダウトを探せ」「変装文を見抜け」「ぼくのタイトル世界一」など。

3 SSR (黙読による読書)

サステインド・サイレント・リーディング (Sustained Silent Reading)の頭文字をとったもので、持続する静かな読書という意味である。1960年代にライマン・C・ハント・ジュニアによって提唱され、読書問題専門家のマクラッケン夫妻によって理論化された。①一定の時間だけ読む ②読書材は子どもが自主的に選ぶ ③おとなも読むことで手本を示す ④感想などを求めない 4つの原則がある。朝の読書に影響を与えた。

4 エプロンシアター

エプロンを舞台に見立てて、人や動物の人形をつくり、マジックテープやポケットを利用して、物語をエプロンの上で展開する人形劇の一形態。

5 学校司書 (学校図書館担当職員)

法律上の規定はないが、学校図書館を運営するために司書教諭を助け、児童の読書活動・学習資料の作成提供などに大きな役割を果たしている。司書の有資格者がパートタイムで採用されることが多い。

6 司書教諭

学校図書館法により位置づけられた教師で、司書教諭課程の科目を履修すると

資格が付与される。学校図書館の管理運営、読書計画、図書の選定、活用の工夫などその役割は多岐に渡っている。平成 15 年度から 12 学級以上の学校においては司書教諭が必置となった。

7 ストーリーテリング（素話）

昔話などのものがたりを諳んじて、子どもたちを前にして語ることで、児童図書館、学校、文庫などで行われている。読むことのできない子どもでも物語を楽しむことができるので、読書への誘いとして用いられる。「素話」ともいう。

8 総合的な学習（の時間）

総合的な学習は、社会や自然について体験的に学習することや問題の解決を見習生徒が自ら考え主体的に判断しまとめていく活動で、総合的なものの見方や考え方を育むことを狙いとする学習活動である。

9 パネルシアター

パネル布などをベニヤ板に張って舞台を作り、その上で人形や風景などを動かして、物語を展開する人形劇の一形態。

10 ブックスタート

乳幼児健診等の際、親子に対して絵本の読み聞かせなどを実演して、赤ちゃんが絵本に親しむことのたいせつさや楽しさを保護者に伝えながら、絵本セット等を手渡す事業。1992 年にイギリスのバーミンガムで始められた読書運動のひとつで、日本に紹介され広まりつつある。

11 ブックトーク

学校などで子どもたちに読書への関心を引くために行う本の紹介活動。ある特定のテーマを決めて、そのテーマに関する本をいろいろの分野から複数冊を用意して、子どもたちが興味をそそるように文脈をつくり、あらすじを紹介したり、一部を朗読したりして、順番に紹介していく。

12 ペープサート

割り箸などを支えにして厚紙で作った人や動物の裏表とも表情が異なる人形を使って演じる人形劇の一形態。

13 ヤングアダルト

対象とする年齢層は 13 歳から 18 歳までが一般的である。図書館では「ヤング

アダルトサービス」として、児童サービスと一般へのサービスの中間に位置して、ヤングアダルト向け資料の収集や行事等を行っている。近年ヤングアダルトを対象とした出版も盛んになり、読書活動推進計画のなかでも重要な施策である。

昭島市子ども読書活動推進計画

発行日 平成19年3月

編集・発行 昭島市 生涯学習部市民図書館

〒196-0033 東京都昭島市東町2丁目6番33号

電話 042-543-1523